資料№103

学校教育指導事業（コミュニティ・スクール）

学校教育部　学校教育課

1　宝塚市学校運営協議会実施要綱

資料№103-2 を参照

2　進捗状況

小中学校合わせて 15 校（14 団体）で実施。実施校は宝塚第一小、小浜小、宝塚小、長尾小、西谷小中（両校で 1 団体)、末成小、安倉小、長尾台小、美座小、光明小、高司小、すみれガ丘小、山手台小、高司中。

3　今後の充足にかかる計画（令和 4 年度末に全校導入予定）

（1）令和 3 年度導入予定校

良元小、売布小、長尾南小、末広小、丸橋小、安倉中

（2）令和 4 年度導入予定校

仁川小、西山小、逆瀬台小、中山桜台小、中山五月台小、安倉北小、宝塚第一中、宝塚中、長尾中、宝梅中、南ひばりガ丘中、中山五月台中、御殿山中、光ガ丘中、山手台中、養護学校。

※中山桜台小、中山五月台小の両校については、令和 4 年度中に統合予定。

4　事業課題

学校運営協議会委員を含め、必要な地域人材の確保が困難な状況がある。小学校と中学校で地域人材が重なっていることも多く、学校を支援できる人数も限られている。西谷小学校と西谷中学校のように小学校と中学校が連携し、1 つの学校運営協議会として運営していくことで人材確保に努めている。今後も地域の理解を得ながら、地域との連携をより深めて、円滑に人材を確保していくことが必要である。また、国の示すコミュニティ・スクールの仕組みに円滑に移行していくことも課題だが、まずは宝塚コミュニティ・スクールを全校実施し、実施校の成果や課題を集約し、よりよい仕組みづくりに向けて協議をしていくことが必要である。

資料№103-2

学校教育指導事業（コミュニティ・スクール）について

学校教育部　学校教育課

宝塚市学校運営協議会実施要綱

制定　平成３０年４月１日

改正　　令和３年１月４日

（趣旨）

第１条　この要綱は、宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第１４条の４の規定に基づき、小・中学校及び特別支援学校における宝塚コミュニティ・スクールの学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は子どもたちの成長を支えるため、学校、保護者、地域が連携し、又は協働して、学校の教育課題等を共有し、解決や改善に向けて、学校の支援体制が十分に機能するよう、学校の仕組みづくりを支えることを目的とする。

（協議会の所掌事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について、学校支援についての共通理解を図り、意見等を行う。

（１）　学校の教育目標及び運営方針に関すること。

（２）　学校の施設及び設備の管理並びに環境整備に関すること。

（３）　学校の教育活動に関すること。

（４）　学校関係者評価に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項に関すること。

（委員の委嘱）

第４条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校の実情に応じた必要人数を、次に掲げる者のうちから、校長が推薦し、宝塚市教育委員会が委嘱する。

（１）　教職員

（２）　保護者

（３）　地域住民

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、原則として最初の会議の日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

２　教育委員会は、委員に特別の事情があるときは、任期満了前に当該委員の委嘱を解くことができる。

３　委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を委嘱することができる。ただし、この場合において、任期は前任者の残任期間とする。

（委員の報酬）

第６条　委員の報酬は、無償とする。

（守秘義務等）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（委員の解嘱）

第８条　教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、委員が心身の故障のため職務遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第９条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、会長は、設置学校の校長及び教職員を除く委員のうちから選出するものとする。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１０条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長の求めに応じて、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

（学校関係者評価）

第１１条　協議会は、宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第１４条の６に規定する学校関係者評価を行うものとする。

（意見又は説明の聴取）

第１２条　協議会は、第２条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項については、校長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１月４日改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。